第18号

発行＝小国町役場
編集＝~~住民相談室~~
印刷＝小千谷市 位下印刷

広報おぐに

昭和45年10月15日発行

小国町の人口

男	5,530人
女	5,812人
計	11,342人
世帯数	2,533

昭和45年9月30日現在

【前年度決算の公表】 昭和四四年度 決算について

財政事情の作成及び公表に関する条例の定めるところにより前年度の決算の状況を公表いたします。

昭和45年10月15日

小国町長 佐藤勝栄

昭和四四年度の決算について九月定例町議会において認定議決を戴きましたのでその概要を御報告申上げます。一般会計では歳入総額三六二、二九〇、五七五円歳出総額三七二、一五二、四〇〇円で、差引不足額は九、八六二、八二五円であります。単年度収支は別として三ケ年連続赤字決算になりました。主な内容は小国中学校の統合建設事業によるものでありまして、この建設関係支出経費は、寄宿舎、グラウンド等を含めますと四四年度までの累計は約三一六、〇〇〇千円で完工致しました。財政運営の建前から申しますと赤字決算はまことに遺憾でありますが、事情御賢察賜りたくお願い申上げます。また、この赤字額につきましては当初の見込は約三、〇〇〇万円近く推計されていましたが、皆様方の御理解と御協力により約一、〇〇〇万円に止めることが出来四五年度において完全解消すべく計画努力致しています。次第であります。決算額の内訳については次表のとおりでありますが、今後共限られた財源を少しでも有効に、最少の経費をもって最大の効果を基本としての町づくりに邁進致す所存でありますので一層の御協力をお願い申上げます。

特別会計のうち国保事業勘定については医療給付を主体とした相互扶助制度の会計で、皆さんから多額の保険税の負担を願っていますが医療費は四三年度に比べ入院一、二〇〇万円、外来は一、一〇〇万円の増加でした。この金額は皆さんが直接お医者さんへ三、九〇〇万円を支払い、残りは町が納めて頂いた保険税から二、五〇〇万円と国からの補助金などで支払い致しました。日頃健康に留意され病気は軽いうちに受診されるようお願い致します。直営診療所と法末診療所会計は医師の転出のため四四年度は殆んど休診状態でありましたが、その後、内科歯科両先生の着任を頂きまして継続再開が出来得ましたことは、皆さんと共に心から喜んでおります。皆さんの御理解ある御協力により円満な運営が出来ますよう、お願い申上げます。簡易水道会計は次表のとおりであります。

以上概略ですが前年度の決算報告といたします。よろしくお願い申上げます。

一般会計決算状況

（単位千円以下同じ）

オ入総額　362,290千円
オ出総額　372,152千円
差引不足（△）　9,862千円

①オ入科目別内訳

科目	決算額	構成率
1. 町税	43,690	12.1%
2. 自動車取得税交付金	7,371	2.0
3. 地方交付税	211,073	58.3
4. 分担金、負担金	3,047	0.9
5. 使用料、手数料	8,343	2.3
6. 国庫支出金	36,743	10.1
7. 県支出金	18,796	5.2
8. 財産収入	5,137	1.4
9. 寄附金	2,476	0.7
10. 繰入金	4,153	1.1
11. 繰越金	—	—
12. 諸収入	8,261	2.3
13. 町債	13,200	3.6
計	362,290	100.0%

①のうち　町税の内訳

税目	調定額	収入額	収納率	収入構成率
1. 町民税	10,065	10,027	99.6	23.0
2. 固定資産税	18,853	18,466	97.9	42.3
3. 軽自動車税	3,412	3,379	99.0	7.7
4. たばこ消費税	8,538	8,538	100.0	19.5
5. 電気ガス税	3,097	3,097	100.0	7.1
6. 木材引取税	183	183	100.0	0.4
計	44,148	43,690	99.0%	100.0%

①のうち　その他収入の主な内訳

分担金負担金	道路工事地元分担 594　保育所保育料 2,453
使用料手数料	住宅料472 母子センター1,453 畜産センター2,455 中学寄宿舎1,898 戸籍740 予防注射1,137
国庫支出金	教育 4,136　中学屋体 12,000　失業対策 916　消防 300　農委 877　災害復旧 5,367
〃	保育所 2,305　土木 4,332　年金 1,822　選挙 997　減税債補給 3,365
県支出金	保育所 304　老人 421　保健衛生 1,101　農林 1,954　稲作対策 11,910　教育 861
〃	県民税取扱 470　統計 572　選挙 268　母子衛生 674
財産収入	ブルドーザー使用 1,484　結婚衣裳貸付 270　不動産売却 2,867　物品売却 501
寄附金	衛生 246　消防 153　農林 333　中学建築 1,274　児童福祉 470
繰入金	国民年金、教育基金など 4,153
諸収入	預金利子 268　産業育成資金 3,117　県道除雪費 2,670　造林 447　郵便局 320
町債	中学屋体 9,200　災害復旧 1,600　ブル購入 1,000　町道改良 1,000　減税債 400

②の1　オ出目的別内訳

科目	決算額	構成率
1. 議会費	10,232	2.7
2. 総務費	54,725	14.7
3. 民生費	18,426	4.9
4. 衛生費	18,949	5.1
5. 労働費	3,019	0.8
6. 農林水産業費	29,637	8.0
7. 商工費	4,422	1.2
8. 土木費	39,132	10.5
9. 消防費	6,236	1.7
10. 教育費	143,167	38.5
11. 災害復旧費	10,712	2.9
12. 公債費	27,136	7.3
13. 諸支出金	449	0.1
14. 繰上充用金	5,910	1.0
計	372,152	100.0%

②の2　オ出性質内訳

区分	決算額	構成率
1. 人件費	96,051	25.8
2. 物件費	55,348	14.9
3. 維持補修費	7,399	2.0
4. 扶助費	4,024	1.1
5. 補助費等	30,772	8.3
6. 普通建設事業費	121,752	32.7
7. 災害復旧費	10,712	2.9
8. 失対事業費	1,642	0.4
9. 公債費	27,135	7.3
10. 投資、出資金	40	—
11. 貸付金	3,700	1.0
12. 繰上充用金	5,910	1.5
13. 繰出金	7,667	2.1
計	372,152	100.0%

③普通建設事業の状況

事業名	事業費	財源内訳 国県補助	地方債	分担寄附等	一般財源
（補助事業）					
造林事業	366	167	—	—	199
治山〃	955	460	—	183	312
道路〃	8,894	4,332	1,000	300	3,262
消防〃	1,400	300	—	—	1,100
中学校建設	84,077	12,000	9,200	2,393	60,484
（単独事業）					
総務費関係	506	—	—	—	505
民生〃	329	75	—	150	104
衛生〃	3,226	—	—	—	3,226
農林〃	2,347	1,474	—	150	723
道路〃	3,865	—	—	948	2,917
橋梁〃	3,100	—	1,000	—	2,100
河川〃	185	—	—	—	185
消防〃	684	—	—	153	531
小学校〃	1,220	—	—	—	1,220
中学校〃	2,305	—	—	—	2,305
高等学校〃	1,185	—	—	985	200
その他〃	449	—	—	—	449
県道事業負担	6,212	—	—	—	6,212
受託造林事業	447	—	—	447	—
計	121,752	18,808	11,200	5,709	86,035

④町債現在高の状況

区分	43年度末現在高	44年度 借入額	44年度 元利償還額	44年度末現在高
一般補助事業債	2,105	—	341	1,897
一般単独〃	19,029	1,000	2,586	18,680
義務教育施設〃	112,158	9,200	9,719	118,457
辺地対策〃	7,877	—	953	7,398
単独災害復旧〃	7,612	—	1,587	6,501
火災復旧〃	5,154	—	703	4,770
補助災害復旧〃	6,677	1,600	1,160	7,539
厚生福祉施設〃	13,405	—	1,648	12,616
町民減税債	17,748	400	5,047	14,207
県貸付金	10,997	1,000	2,403	10,274
計	202,762	13,200	元 13,623 利 12,524	202,339

◎特別会計決算状況

（単位千円）

1. 国民健康保険事業勘定

オ入総額　107,045千円　オ出総額　99,213千円　差引残額　7,832

（オ入）

科目	決算額	構成率
1. 保険税	25,089	23.4
2. 使用料手数料	2	—
3. 国庫支出金	72,537	67.8
4. 県支出金	4	—
5. 財産収入	20	—
6. 繰越金	9,215	8.6
7. 諸収入	178	0.2
計	107,045	100.0%

（オ出）

科目	決算額	構成率
1. 総務費	4,080	4.1
2. 保険給付費	91,683	92.4
3. 保健施設費	911	1.0
4. 公債費	94	0.1
5. 諸支出金	2,445	2.4
計	99,213	100.0%

（事業概要）

世帯数	2,138 戸
被保険者数	9,104 人
世帯平均保険税	11,725 円
受診率	346.4 %
1件当り医療費	4,108 円
1人当り医療費	14,230 円
総医療費	129,547千円

（総医療費の内訳）

町の給付額		93,269千円
本人負担額		38,579千円
公費負担額		699千円
内訳	入院費	47,393千円
	外来〃	70,668 〃
	歯科〃	10,018 〃
	整高など〃	1,471 〃

2. 直営診療所勘定

オ入総額　11,704千円
オ出総額　10,978千円
差引残額　726千円

（オ入）

科目	決算額	構成率
1. 診療収入	1,251	10.7
2. 使用料・手数料	—	—
3. 繰入金	7,241	61.9
4. 諸収入	3,212	27.4
計	11,704	100.0%

（オ出）

科目	決算額	構成率
1. 総務費	5,549	50.5
2. 医業費	2,749	25.0
3. 公債費	217	2.0
4. 繰上充用金	2,463	22.5
計	10,978	100.0%

3. 法末へき地出張診療所会計

オ入総額　149千円
オ出総額　147千円
差引残額　2千円

（オ入）

科目	決算額	構成率
1. 診療収入	12	8.1
2. 使用料・手数料	—	—
3. 国庫支出金	—	—
4. 繰入金	137	91.9
計	149	100.0%

（オ出）

科目	決算額	構成率
1. 総務費	10	6.8
2. 医業費	—	—
3. 繰上充用金	137	93.2
計	147	100.0%

4. 簡易水道事業会計

オ入総額　2,914千円　オ出総額　2,880千円　差引残額　34千円

（オ入）

科目	決算額	構成率
1. 使用料・手数料	2,171	74.5
2. 繰入金	732	75.1
3. 繰越金	11	0.4
計	2,914	100.0%

（オ出）

科目	決算額	構成率
1. 水道費	1,282	44.5
2. 公債費	1,598	55.5
計	2,880	100.0%

農業者年金の発足

▽…去る五月十三日、第六十三特別国会で可…△
▽…決、成立され、農業者年金基金法は、その…△
▽…後五日二十日に公布され、即日施行となり…△
▽…ました。
▽…この法の制定にともない本年十月一日に…△
▽…農業者年金を発足させ、明年一月一日…△
▽…から農業年金の保険料の徴収、離農給付金…△
▽…の支給および離農者等の農地等の買入れ業…△
▽…務を開始することとし、目下国の方で検討…△
▽…を加えているところであります。たまた…△
▽…まこの時期が、小国町において出稼ぎの…△
▽…最高期でもあります。現在までに示さ…△
▽…れた、この年金制度の概略をとりあえずお…△
▽…知らせいたします。

一、農業者年金はなぜつくられたか

〝優秀な経営担当者の確保〟のために農業者年金をつくって、他産業に働く人と均衡のとれた老後保障を制度化することによって、優秀な青年が農業に残れるようにすることと〝経営移譲の促進〟によって、経営の若返りをはかり、後継者に早く自立した経営を行なわせることによって、農業に定着させた経営能率も向上する。そのため、隠居年金といえる経営移譲年金を六十才から（国民年金は六十五才から）支給する。これは、農業者年金制度化のための調査（農業者年金基礎調査）の中でも、現在経営移譲は六十五才から六十九才の間にいちばん多く行なわれていますが、これを五才繰り上げて七十才から六十四才の間が行なわれるようにしたいというネライからでもあります。このことは、老令農業主の側よりも、むしろ相当の年令に達しているはずの老令農業経営主の後継者の立場への配慮という点がつよいといえます。このことは国民年金審議会の検討過程でも、寿命が延びているときに六十才で引退をしなければならないという意見がかなりあったといわれていることからも推測できます。さらに、近代農業経営者の担い手としての〝経営規模の大きい農家〟をつくっていくためには、一方で農地等を手離す、つまり土地等の供給者がなくてはなりません。それを老齢経営主や労細経営主で離農を希望するものに求めていこう。そのかわりに引退農経営者の経営移譲年金は経営移譲年金（年金に加入できない五十五才以上の人には離農給付金一時金）を支給し、その他年金非加入の離農経営者には離農給付金一時金を支給しようというものです。そして、それら離農者の農地等を基金等が買入れて、これを規模拡大をしようとしている年金被保険者へ売渡し、しかも長期低利の融資をしようというわけです。これが、農業者年金とそれを補充する一連の制度のねらいです

二、農業者年金の内容

1 農業者年金基金法の目的

農業者年金基金法は「農業者の経営移譲及び老齢による農業年金基金が開設されます（法第二条）。この基金は、主たる事務所を東京都に置きます（法第三条）。

基金は、(1) 農業者年金事業 (2) 農地等の買入れ売渡しおよびこれに必要な資金の貸付け (3) (1)および(2)に付帯する業務 (4) 被保険者等の福祉施設の事業を行ないます（法第十九条）。

なお、この本来の業務のほか、当分の間、離農給付金の支給も行ないます（法附則第十一条）

これら基金の業務については、末端の掛金徴収や年金の給付などは農業協同組合または市町村、基金加入者の受付や確認、農地の買入れ売渡し、管理などは農業委員会にそれぞれ業務委託されます（法第二十条）。

この基金の主務大臣は農林大臣および厚生大臣です（法第十九条）。

農地の買入れ売渡しなどの業務については農林大臣です（法第九十六条）。

と同時に、同じ法改正で国民年金基金を設けることの農業者年金が、どういう関係になるのか、「相まって」というのがちょっとわかりにくい気がします。

すなわち、これまでの国民年金で定額給付だけを行なってきました。いわゆる五千円年金といわれたもので、掛金月額二百円（三十五才以上は二百五十円）——四十四年四月一日からそれぞれ五十円引き上げ——の二十五年拠出で月額五十円の年金給付が行なわれてきました。これが昨年暮れの国会で成立した国民年金法の改正で、掛金月額四百五十円、二十五年拠出で月額八千円給付に引上げるとともに、新たに掛金月額三百五十円、二十五年拠出で月額四千五百円の所得比例給付の制度がもうけられました。所得比例給付といっても、当分は一段階だけで、しかも任意加入ということになっています。

その国民年金と新しくできる農業者年金とのいう関係になるのか、「相まって」というのがちょっとわかりにくい気がします。

すなわち、これまでの国民年金で定額給付だけを行なってきました。いわゆる五千円年金といわれたもので、掛金月額二百円（三十五才以上は二百五十円）——四十四年四月一日からそれぞれ五十円引き上げ——の二十五年拠出で月額五十円の年金給付が行なわれてきました。これが昨年暮れの国会で成立した国民年金法の改正で、掛金月額四百五十円、二十五年拠出で月額八千円給付に引上げるとともに、新たに掛金月額三百五十円、二十五年拠出で月額四千五百円の所得比例給付の制度がもうけられました。所得比例給付といっても、当分は一段階だけで、しかも任意加入ということになっています。

と同時に、同じ法改正で国民年金基金を設けることの農業者年金が、どういう関係になるのか、「相まって」というのがちょっとわかりにくい気がします。

すなわち、これまでの国民年金で定額給付だけを行なってきました。いわゆる五千円年金といわれたもので、掛金月額二百円（三十五才以上は二百五十円）——四十四年四月一日からそれぞれ五十円引き上げ——の二十五年拠出で月額五十円の年金給付が行なわれてきました。これが昨年暮れの国会で成立した国民年金法の改正で、掛金月額四百五十円、二十五年拠出で月額八千円給付に引上げるとともに、新たに掛金月額三百五十円、二十五年拠出で月額四千五百円の所得比例給付の制度がもうけられました。所得比例給付といっても、当分は一段階だけで、しかも任意加入ということになっています。

4 どういう人が加入するか

農業者年金には、当然加入と任意加入とがあります。

(1) 当然加入

当然加入は耕作または養畜の事業を行なう国民年金被保険者で、その経営面積（所有権または使用収益権を合わせて）が政令で定める面積以上の者を対象とします（法第二十二条）。ここで政令が定める面積とはいまのところ〇・五ヘクタール（北海道二・〇ヘクタール）が考えられているようですが、北海道の道南地方のような地域的な特殊性を政令で反映させるべきだとの声が、国会審議の段階ででていました。

(2) 任意加入

任意加入は次に該当する者で基金に加入の申し出をすることになっています。（法第二十三条）

(ｱ)当然加入の経営面積に満たないが、その事業の規模が当然加入者資格と同等とみられる者。その基準は省令で定められます。養畜や園芸など作目ごとにいろいろ基準がつくられることでしょう。これまでの一種農家の基準を頭に画いてみれば、当らずとも遠からずでしょう。

(ｲ)農業生産法人の常時従業者である組合員または社員で、生産法人の平均経営面積と個人の経営面積の合計が、当然加入の面積以上である者。これを整理してみますと、

生産法人の経営面積＋組合員（社員）の経営面積＝0.5ha（北海道2ha）以上

意加入であるが）に必ず加入しなければなりません。（法第三十一条）

5 どんな年金がもらえるか

農業者年金にはどんな給付があるかというと、(ｱ) 経営移譲年金 (ｲ) 農業者老齢年金 (ｳ) 死亡一時金 (ｴ) 脱退一時金 (ｵ) 離農給付金の五種類になります。（法第三十二条）

また、年金額は、国民の生活水準や、その他の事情を考慮して改訂が行なわれます（法第三十三条）。これまでの国民年金の例では五年ごとの財政再計算期を機会に改訂がなされています。年金は、毎年二月五月、八月および十一月の四期にわけて支給されます（法第三十六条）。

6 年金はいつからもらえるか

(1) 経営移譲年金

まず経営移譲年金は、保険料納付期間（以下拠出期間ともいいます）が二十年以上ある被保険者または被保険者であった者に対して経営移譲要件に、①六十才までに経営移譲したときは六十才から②六十才から六十四才までの間に経営移譲したときはその時点から支給されます（法第四十一条）。

ここで経営移譲とはどういうことかということになりますが、小いまつべいいますと、経営移譲者が一年以内に、その耕作などをその所有権または使用収益権を移譲して、耕作などの廃止または縮小をすることをいいます（法第四十二条）。しかもその農地などの移譲の相手方は、

(ｱ)第三者（後継者でない農業者年金基金、農地保有合理化法人など）

(ｲ)直系卑属の後継者（子や孫）。さきにのべた任意加入の後継者がいる場合は政令で定める要件に該当する者。これは、とくに農委系統が後継者対策とも関連して、後継者の任意加入を要求していたもので、国民年金審議会の答申では認められませんでしたが、法案作成の最終段階でようやく陽の目をみたのです。政令の要件とは、ある程度の農業経験、たとえばひきつづき三年以上農業に従事してきたことなどが考えられます。

(3) 被保険者

被保険者は、所有権または使用収益権（地上権、永小作権、賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利）に基づいて事業を行なう者となっていますから、それらの権利名義人でなければなりませんから、農業者年金に任意加入しない者

(ｱ) 同じ五十五歳以上でも経営規模が当然加入資格に満たない経営主

(ｲ) 制度発足時五十五歳未満の経営主で農業者年金に任意加入しない者

(ｴ) 同じ五十五歳未満で、当然加入の資格をもちながら加入を免除された者

の四種類あります。

(2) 支給の要件

農地等の全部（自留地を除いて）農業者年金基金へ売渡すか、または農地保有合理化法人等へ売渡すか、またこれに準ずる売渡しをしたとき、農委のあっせんが考えられているようです。ですから、後継者の移譲は離農給付の対象にはなりません。また売渡しの最低面積は政令に定められることになっていますが、予算編成の経緯から推測すると〇・三ヘクタール（北海道一ヘクタール）が一応の目途だと思われます。しかし、これも、加入資格のところで述べましたように、地域の特殊性を勘案することなどが国会審議の段階で論ぜられました。

また、農地等を農地等として売渡すものに限られますので、転用の場合は、離農給付金は受けられません。

(3) 給付金の額

給付金の額は支給対象者のうち(ｱ)の者には三十五万円、その他の者には十五万円となっています。

なおこの事業は、こんど十年間ぐらい行なわれますが、支給対象者のうち(2)の者に対しては、三年間に限る考えです。要するに農業を続ける見込みがなくて当然加入を免除された人人たちですから、その期間を短かくしたということでしょう。

11 残された課題

——国会での付帯決議を尊重させよう——

ようやく農業者年金基金法が成立しました。しかしこれから新しく制度が創設されたわけですから、その内容が不十分であったり、具体的な運用等でいろいろ問題もあろうかと思います。これらを今後、ひとつひとつ改善していかなければなりません。

これらのことは、国会での審議の過程でも十分論議がつくされ、両院の農林水産委員会で採決におかれますが、付帯決議がつけられます。付帯決議は、いわゆる制度の運営等に対する国会の証文です。たとえば、法的に強制力がないとはいえ政府は、国民の声を代表する国会の決議を十分尊重していかなければなりません。われわれはもまた、制度の推進に当ったものとしてこれを十分監視していかなければなりません。

とくに、ここで、残された大きな問題として、年金の審議の過程でもいろいろ問題もあろうかと思います。

今後、ひとつひとつ改善していかなければなりません。

これらのことは、国会での審議の過程でも十分論議がつくされ、両院の農林水産委員会で採決におかれますが、付帯決議がつけられます。付帯決議は、いわゆる制度の運営等に対する国会の証文です。たとえば、法的に強制力がないとはいえ政府は、国民の声を代表する国会の決議を十分尊重してい

農地法の改正要点

十月一日から農地法の一部が改正されました。

従来の農地法は、農地改革の成果を維持し、いわゆる旧地主制に逆行することを防止するという使命をもって制定されたものでありますが、制定後今日までの十数年間にその使命を十分に果たしてきたものと評価されるものであります。しかしながら、最近における農業技術の進歩や社会経済事情の変化などからみますと、さらに新しい時代の農業の要請に応え、農地がより生産性の高い経営によって利用されるよう配慮したものであります。

従来では農地等の権利取得の結果三ヘクタールを超えることとなる場合には、特別の場合を除いては許可しないこととしているのを改め、農地等を取得しようとする者またはその世帯員がその取得後において農業の用に供すべき農地等のすべてについてみずから農業に必要な作業に常時従事すると認められる場合には面積および雇用労働力についての制限をせずに許可できることとしたいとしております。

次に、いわゆる下限面積については、従来では農地等の取得面積および農地または採草放牧地の面積のいずれかが三十アール以上でなければならないことになっておりますが、これを二十アール以上の規模になれば、取得前の面積いかんにかかわらず、農地等の取得を許可できることとしたいとしております。

国から売渡しを受けた農地等については、従来では永久に貸しつけることが禁止されておりましたが、これを売渡し後十年を経たものについては、貸付けができることといたしております。

次は、農業協同組合法の一部改正により農業協同組合が委託を受けて農業経営を行なうことができることとしていることに対応して、その場合に農業協同組合が農地等の権利の取得をすることができることとなりました。

また、農地等の権利移動についての許可権限については、農地等の権利を取得しようとする個人がその住所のある市町村内の農地等の権利を取得しようとする場合には農業委員会を許可権者とし、その他の場合、即ち他市町村内の場合には県知事が許可権者となります。

小作地所有制限の例外

一定の要件のもとに、住所のある市町村の区域の外にある小作地の所有を認めることとなりました。従来では住所のある市町村の外にある小作地につきましては、その所有を認めていないのでありますが、農地の所有者および農地の耕作の事業に供すべき農地のすべてについて耕作の事業をやめ、他の市町村へ住所を移した場合に、それらの者が農業をやめた時に住所を有していた市町村内にある小作地で農業をやめる前それらの者等が一定の期間所有していたこれらの農地については、一ヘクタールまでは不在村者として小作地を所有することとなりました。また、農業をやめた時のその小作地の所有者からその小作地を承継した一般承継人についてもその小作地の所有を認めることとなっております。これはいわゆる旧地主制の復活を意味するものではなく、他産業に従事しようとする農家が他市町村へ住所を移りやすくし、農地が効率的に利用されるよう配慮したものであります。

賃貸借解約の制限

従来では、農地等の賃貸借の解除、解約または更新の拒絶をしようとするときは、当事者は県知事の許可を受けなければならないこととなっておりますが、この規制を緩和して、農地等の所有者が農地等を貸しやすくするため、次の場合には許可を要しないこととなりました。

その一は、農地等の賃貸借につきその農地等を引き渡すこととなる期限前六ケ月以内に成立した合意で、その旨が書面において明らかであるものに基づいて賃貸借の解約をする場合であります。

その二は、十年以上の期間の定めのある賃貸借につきその期間満了の一年前から六ケ月前までの間にその更新をしない旨の通知をする場合であります。

しかし、小国町で現在ある賃貸借はそのほとんどが期間の定めのない賃貸借であるか、または十年未満の期間の定めのある賃貸借ついてはすべて県知事の許可をとらなければならないこととなっております。

小作料

今までは、農地一反ごとに最高小作料が定められておりましたが、この制度を廃止することとなりました。しかし、小作料は定額金納で契約すべき旨およびこれに違反する定めはその効力が生じないと規定されました。

その次は、小作料の増額または減額の請求権の規定が設けられました。これは小作料の額が農産物の価格や生産費の上外もしくは低下その他の経済事情の変動により不相当となったときまたは近傍類似の農地の小作料の額に比較して不相当となったときは、当事者は小作料の額の増減を請求することができることとなっております。

農業委員会では、小作料の標準額を設定し小作料の減額の勧告の制度が設けられましたが、標準額の制度については県の指導により多分米年度行なうこととなると思いますが、その時はあらためて皆さんにお知らせいたします。

以上のように小作料の規制については大巾な改正になりましたが、現存の小作地の小作料につきましては、その小作農の経営に急激な変化を与えられることを避けるため、この法律の施行の日から十年をこえない範囲内において政令で定める日までではなお小作料の最高統制に関する制度を継続することとし、その最高額の基準については、農林大臣が毎年検討を加えて必要があるときはその変更を行なうこととなっております。

それで、今年の小作料については従来どおりの小作料の額となります。

農地転用の制限

農地を、農地以外の目的に使用するため転用する場合には、従来どおり県知事の許可を要することとなっておりますので、宅地を造成する場合や、植林を行なう場合などは従来どおり県知事の許可をとってから着工をして下さい。

農業者転職相談員が設けられました

総合食政の推進に伴ない、その過程に於ける、農業就業者の就業形態も、年と共に変化してまいります。これらの傾向は農政将来の問題として農村に於ける今日的問題として充分考えなければならぬことですが、現実に転職のための悩みを抱えておられる方々のために農業転職相談員制度が設けられ、労働大臣よりこのたび

高橋徳平氏（太郎丸）

が委嘱されました。出稼、転職、その他の相談ごとにおられていて、いわば「人権の番人」とも言われます。人権委員の主な仕事は市民の人権が侵害されないように常に監視し、もし侵害された場合には救済のため、すみやかに適切な処置をとるとともに、常に自由、人権思想の啓発普及につとめることを使命としています。人間は何人も人間として尊重され、明るい生活をする権利をもっています。人権を侵害されたとき、困りごと、心配ごとなどがあったときは何時でも人権擁護機関に相談下さい。相談は無料でむずかしい手続もいりません。相談内容は厳に秘密をまもることになっています。

広く町のみなさん方のご活用を、おすすめいたします。

あなたの人権はまもられる
人権擁護機関

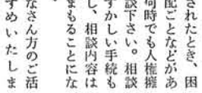

十月十一日(日)より十七日(土)迄 全国一斉 行政相談週間です

小国町では十二十三日(金)中央公民館で午前九時から人権、行政合同相談会を開きます

（相談会案内 別掲）

○

人権擁護委員に中沢政栄氏選任

人権擁護委員に中沢淳蔵氏松田金平氏の阿名が選任され御活躍中のが中沢淳蔵氏は任期満了と伴い辞任され後任として

中沢政栄氏（太郎丸）

が選任、このたび法務大臣より発令されました。

ここで人権擁護委員の性格や任務についてお知らせいたします。

人権擁護委員とは、その地域のなかで人格、識見が高く、かつ地域社会の実情に明るい人を、市町村長の推せんにより、法務大臣が委嘱するものです。

いま全国では九、二三二名の委員がおり新潟県には二一六名が各市町村に配置されていて、いわば「人権の番人」とも言われます。

人権委員の主な仕事は市民の人権が侵害されないように常に監視し、もし侵害された場合には救済のため、すみやかに適切な処置をとるとともに、常に自由、人権思想の啓発普及につとめることを使命としています。人間は何人も人間として尊重され、明るい生活をする権利をもっています。

人権を侵害されたとき、困りごと、心配ごとなどがあったときは何時でも人権擁護機関に相談下さい。相談は無料でむずかしい手続もいりません。相談内容は厳に秘密をまもることになっています。

広く町のみなさん方のご活用を、おすすめいたします。

全国一斉 行政相談週間に寄せて

行政相談委員
人件擁護委員
松田金平

十月十一日より十七日まで全国一斉に行政相談週間として各種行事が展開されますが、当町では都合により十月二十日に中央公民館に於いて、行政監察局員の参加の下に、行政、人権、民談会を開催することになりましたので、多数皆様の御来場をお待ちいたします。

不尚私昨年より行政及び人権擁護委員を拝命し住民相談等特別月を除き、毎月二十日を定例日として住民相談室や中央公民館で相談会をひらいてまいりました、予想の割に相談案件が少なくほんとに皆様が不平不満のない楽しい生活をすごして居られるなな嬉しいことですが、一面このような制度を知らないために、どうしてよいか分らず、ひとりうつ〳〵として苦しんでいる方が、もしありとすればとも考えまして蛇足かも知れませが、行政人権相談員のことについて簡単に内容を記てみたいと思います。

一、行政相談委員は行政管理庁の所管にあります。国のそうゆる行政全般について個人が特定の不利益をうけた場合や（この場合市町村は対象外ですが国から補助金や助成をうけて実施している業務は含む）当然の権利を行使したいが、手続きや方法についてどうしてよいか分らないという人の相談相手となり助言や手続等のお手伝いをする制度です。

二、人権擁護委員は法務大臣の所管になっております。人は誰でも法の定める所により物心両面に亘り個人の権利が認められておりますが、実際面に於いては時として弱肉強食の現象が見られ、結局弱い立場にある人は泣き寝入りを余儀なくされようとし、何とか自分の権利を守りたいが、どうしてよいか分らぬというような方の相談相手となり助言や手続きのお手伝いをする制度です。両制度とも民主々義の進展に伴い必然的にできたものであり、少しでも住みよい社会環境育成に役立つことが主旨となっていますので遠慮なしにこの制度を御活用下さることを切望いたします。私達委員といたしましては、何等専門の智識があるわけでもなく、又世事にもうといので皆様の御満足のゆくような仕事ができないかも知れません。しかし職務上或は制度上のあらゆる方法を講じて少しでも皆様のお役に立ちたい念願ですので、自分だけで苦しむことなくどんなことでも結構ですから私達委員を活用下さるよう、お待ちしております。

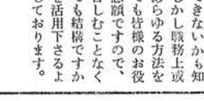

第二次結核健康診断（レントゲン間接撮影）を行ないます

レントゲン車による結核検診は、春以来各部落を巡回して行なってきましたが前回受診しなかった者を対象とした第二次検診をつぎの日程で行ないますからもよりの会場で受診して下さい。ご承知のように結核検診は、結核予防法に基づいて毎年二回春秋実施して漏れのないよう、今回も対象者には個人通知が発送されています。

結核は慢性の伝染病といわれ、自覚症状があらわれたときは、すでに遅く、長期間の治療や療養が必要となります。必ず受診するようにし、自分で自分の健康を確かめておくように努めましょう。

なお、受診するときの一般的な注意事項はつぎのとおりです。

一、うすい下着は着ていて前ボタンがまんなかにあるもの。（ただし、ボタンスははったままでよい。）

二、ばん創こう、サロンパ

三、金具のある下着ははずしておいて下さい。

四、結果が判明するのは、約一ケ月後になりますが特別個人に連絡のないときは、異状がなかったものと思って下さい。

日程表

10月23日午前10時～午前11時30分（小国橋小学校）
午後1時～午後2時（農協千谷沢支所前）
午後2時30分～午後3時30分（農協七日町支所前）
10月24日午前10時～午前11時30分（中央公民館）
11月4日午前11時30分～午前11時30分（武石公民館）
午後1時～午後2時（下村公民館）
午後2時30分～午後3時（太郎丸公民館）
午後3時30分～午後4時30分（諏訪井三叉路）
11月5日午前9時30分～午前10時（山野田分校）
午前10時30分～午11時分（法末小学校）
午後1時～午後2時（苔野島分校）
午後2時30分～午後3時30分（原作業所）
午後4時～午後4時30分（法末小学校）
11月6日午前9時～午前9時30分（森光公民館）
午前10時～午前10時30分（小栗山公民館）
午前11時～午前11時30分（金沢小学校）
午後1時～午後2時（上岩田公民館）

インフルエンザの「予防注射を行ないます」

今年も、インフルエンザの流行の時期になりました。町では例年どおり、つぎの日程表に基づいて予防接種を行ないますので、もよりの会場で受けるようにして下さい。

インフルエンザの流行の特徴は、それが社会の正常な機能を危くするまでに発展すること、さらには気管支炎やクレープ、脳炎、心筋炎等の合併症を引起すことです。特に肺炎は、インフルエンザによる死亡の八十％を占めているといわれています。り患状況をみると五才～九才が最も高く、続いて十才～十四才、〇才～四才の順で十五才以上になるとかなり低くなります。町では保育所、小、中学校の幼児、生徒を重点的対象として実施する計画です。

なお、インフルエンザの予防接種事故について新聞紙上でいろいろ取りざたされていますが、当町には該当するような事故は今まで発生したことはなく、在町医師からも充分なご協力をいただいています。しかし満を持してつぎの措置を構じています。

(一)二才以下の乱児は除外する

(二)一般的な注意事項は会場に表示してありますが、熱のある者や、アレルギー体質者等からだに異状ある者は、あらかじめ会場で医師に申し出ること

◎料　金
大人　三〇〇円（一回分）
小、中学生八〇円（一回分）
幼児　五〇円（一回分）

◎日　程　表

会場名	第一回目	第二回目
山野田分校	十月二十日	十月二十八日
三桶分校	十月二十日 十月二十日 十月二十日	十月二十八日 十月二十八日 十月二十八日
増田小学校	十月二十日 十月二十日 十月二十九日	十月二十九日 十月二十九日 十月二十九日
上小国小学校	十月二十日 十月二十日 十月二十九日	十月二十九日 十月二十九日 十月二十九日
法末小学校	十月十九日	十月二十九日
中里小学校	十月十九日	十月二十九日
小国橋小学校	十月十五日	十月二十二日
下小国小学校	十月七日	十月十四日
八王子小学校	十月十三日	十月二十一日

なお、時間のない会場はいずれも午後一時半から二時までの間）

犬の登録と狂犬病の予防注射を行ないます

犬の登録と狂犬病予防注射を別表の日程で行ないますので、最寄りの会場で受けさせて下さい。

犬の登録は、狂犬予防法の規定に基づき、県知事に届け出をすることになっています。犬を飼うときは、必ず登録したうえ、放し飼いは絶対に謹むようにしましょう。

また、予防注射は六ケ月ごとに受けさせなければなりません。

尚、今年度から、犬を飼っている家は、門標を付けることになりました。

◎料　金
注射料　二六〇円
登録手数料　三〇〇円
門　標　一〇円
畜産センター前（印鑑を忘れないこと）

◎日程表
十月二十一日
・午前十時十分～午前十時三十分　農協七日町支所前
・午前十一時～午前十一時三十分　農協千谷沢支所前
・午後一時三十分～二時　農協武石支所前
・午後二時三十分～三時　旧八王子支所前
十月二十二日
・午前十時三十分～午前十時四十五分　三桶分校前
・午前十一時～午前十一時三十分　診療所前
・午後一時～午後一時三十分　畜産センター前
・午後二時～午後三時　役場前
・午前十時三十分～午前十時三十分　農協七日町支所前
・午前十一時～午前十一時三十分　農協千谷沢支所前
・午後一時三十分～二時　農協武石支所前
・午後二時三十分～三時　旧八王子支所前
十月二十二日
・午前十時三十分～午前十時四十五分　三桶分校前
・午前十一時～午前十一時三十分　診療所前
・午後一時～午後一時三十分　畜産センター前
・午後二時～午後三時　役場前

町民排球大会

多忙な農作業も一息ついてスポーツの秋を楽んで下さい。

第七回町民排球大会は次のとおり開催されます。

日時　十月二十五日
八時半より
会場　小国中学校体育館

参加予定チーム　十五皆様の御観覧と応援を下さいますよう御案内申し上げます。

銃砲刀剣類登録審査会

銃砲、刀剣など保持してまだ登録してない方は次により審査会が門たれますのご参加下さい。

日時　十月二十三日
十時～十五時
会場　長岡市厚生会館
持参するもの
一、登録しようとする銃、刀、剣
二、始末書類
一、印かん
一、刀剣類はよく包装して持参のこと。

急病以外は病院または診療所に表示してある時間内に受診するようにいたしましょう

医師会は、八月一日から研修時間の確保と経営労務管理の合理化などを目的として、診療時間を定めて窓口に表示しています。

事業主及び被保険者の皆様もこの趣旨を理解して、時間内に受診するようご協力ください。

新潟県
小国町　新潟県社会福祉協議会

高齢者に無料で職業を紹介いたします！

○この事業は老後生活の安定と健康を守る目的で、おおむね六十五才以上の人々の就職についてお世話をするものです。

○働きたい高齢者のかたへ六十五才をこえられても体力や能力に合った社会活動をすることは心にハリを保ち、いつも若々しい気分を持つことが出来ます。仕事をとおして、社会に再び役立つことともなります。

当所では、皆さんにふさわしい仕事や職場をご紹介します。

お気軽に当所へおいでください。すぐに適当なところがない場合でも公共職業安定所のご協力を得て就職先の開拓をします。

○働く人を求めるかたへ

高齢者の中には、健康で働く意欲のある人々が少なくありません。若い人々と同じ条件では無理ですが仕事の内容や周囲との関係をうまく工夫していただけるならば、としより向の仕事は開発できようかと思います。実直で理解力があり、判断力に長じ、慎重で細部にまで気を配る高齢者の長所をご活用ください。

取り扱い

月曜・金曜
午前九時～午後四時
土曜
午前九時～午前十一時
休日
日曜・祝祭日・年末年始

労働大臣許可
社会福祉法人
新潟県社会福祉協議会

高齢者無料職業紹介所
新潟県東中通一番町
八六番地
（バス停・県庁前又は東中通下車西へ徒歩約三分）
〒九〇二　T新潟(三三)
六五五二（社協代表）
六五五三（直通）

戦没者叙位叙勲発令

陸軍の部

従七位
熱五等　中尉　小林権七
熱七等　横沢　兄　午吉
熱七等　伍長　内山武一郎
法末　弟　金二
熱七等　軍曹　竹部竹松　シヅ
熱七等　二本柳　シヅ
熱七等　曹軍　宮川徳英
熱八等　原　弟　清三郎
熱八等上等兵　中村寿太郎
熱八等　横沢　妹　コイ
熱八等　伍長　原　誠
熱八等　兵長　上栗　シズエ
熱八等　訪諏井　江口留作　キクエ
熱八等　伍長　稲波　清
熱八等　武石　精二
熱八等　伍長　中村米治
熱八等　伍長　八王子　庄栄
熱八等　伍長　山岸太一郎
熱八等　三桶　弟　奉輔
熱八等満蒙開拓団員　松田男吉
竹部平三郎

海軍の部

熱八等　軍属　佐藤栄次郎
武石　兄　義一

陸軍の部

正八位
熱六等　少尉　山岸兼次
熱七等　軍曹　久保田俊治
苔野島　母　シヌ
熱七等　伍長　佐藤堅二
諏訪井兄　貞一
（七四回）

陸軍の部

熱七等　准尉北原順二
太郎丸兄　源吉
熱七等上等兵　五十嵐貞作
相野原　熊一
熱八等　兵長　中村松平
横沢　徹
熱八等　兵長　品田恵司
武石　母　ハツ
熱八等　伍長　田中行雄
諏訪井妹　ふみ
熱八等上等兵　江口高治
諏訪井妻　カヅイ
熱八等二等兵　渡辺率太郎
七日町母　スイ
熱八等二等兵　中村政旅
八王子母　シノブ
熱八等二等兵　佐藤勝栄
武石　父　義高
熱八等　民間戦斗参加　高橋フジ
山野田兄　木戸忠治
（七五回）

陸軍の部

熱七等　軍曹　近藤常雄
千谷沢父　常治
熱七等　兵長　中村治三郎
横沢長男　永太郎
熱八等青年挺身隊勇隊員　大橋貞治
法末　父　政重

海軍の部

従七位
熱五等　中尉　山崎良平
法坂　妻　フミ

第七回NHK青年の主張 県コンクール応募規定

このコンクールは毎年一月十五日成人の日に東京のNHKホールで全国大会が開かれておりますが、その新潟県予選であります。

参加資格

昭和二十年一月十六日～〃　三十年四月一日までに生れた者

課題

A、青年として訴えたいこと
B、こんな仕事にうちこみたい
C、わたしの青春
D、職場、学園で考えること
E、余暇を生かす

時間、五分以内

詳しくは教育委員会へ

失業保険適用事業所へお知らせ

十月一日から次の様式が改訂されることとなりましたから事業主の方はご注意下さい。

なお詳細は安定所へお尋ね下さい。

◎失業保険被保険者資格
◎　〃　離職証明書及び離職票
◎　〃　転出及転入届

但し九月三十日以前の離職転出転入については従来様様式でよろしいです。

バスの車掌さんになる人はいませんか

越後交通小国出張所では、バスの車掌さんの不足により、朝晩の通勤等を今まで通り運転することが困難な状態で、急少三名の車掌さんを急募しています。

希望者は大至急小国出張所へ詳細をお問い合せ下さい。

十月から新しい制度

県政ポスト（知事へのたよりについて）

この制度は、県民が県の行政について建設的な意見、要望や相談など手軽に知事へ寄せることによって、県民の声を県政に反映させようという、県民総参加の県政づくりの趣旨から発足したものであります。

（この制度の実施方法）

一、知事あてに県が特別に作った「はがき」に（切手無要）自分の意見などを書いて郵送する。

二、この「はがき」は町役場と公民館（教委）に配置しておきますから必要なだけは利用して下さい

（本年度は役場四〇枚限公民館二〇枚限です）

火災緊急用電話が入りました

電話の普及と情報化時代に対応し、火災緊急用電話が入りました。緊急の際は、この電話をお使い下さい。

記

火災緊急用
中里局　一一九番

小国町消防本部（町役場内）に通じます

① ○○○が火事だ!!
② 火災の状況はこうだ!!

と告げて下さい。

非常の心掛けはふだんが大切です。火災は一一九へ

（注意）　非常緊急以外は絶対に使用を禁じます。

小国町畜産センターと共済組合の電話は中里局四二番に変更しました。

昭四五・二・五
小国町消防団長　中島　信